

告 発 状

平成30年2月16日

告発人 志岐 武彦

告発人 住所 〒

志岐 武彦

生年月日 昭和17年5月19日

電話番号

被告発人 住所 〒

森裕子

参議院議員

生年月日 昭和31年4月20日

第1 告発の趣旨

被告発人の下記の告発事実に記載の所為は、政治資金規正法違反、公正証書原本不実記載罪及び詐欺罪に該当すると思料しますので、捜査の上厳重に処罰されたく告発いたします。

第2 告発事実

被告発人は、平成13年から2期12年参議院議員を務め、平成25年の参議院選挙で落選し、平成28年7月10日参議院選挙で再び参議院議員に選出されたものであり、かつては「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」などの、現在は「自由党新潟県参議院選挙区第1総支部」の代表であるが、

- 1 平成27年から平成28年にかけて、被告発人が代表を務める「YMF経済研究会」(資金管理団体)を介して被告発人への寄付を募るに際し、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、同会に寄付しても租税特別措置法で定める税還付の特例を受けられなくなったことを知らせず、被告発人が主宰する「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」に【森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。YMFへ

お送り頂いた寄付金は、その手続きを代行します】と虚偽事実を記載して、被告発人に寄付すれば税還付が受けられると誤解させて寄付金を集め、平成28年1月1日から2月5日までの間に、平成27年に同会に寄付し、かつ、寄付金控除を希望した寄付者が同支部に寄付したと同支部の収支報告書に記載し、もって、虚偽の記入をし、

- 2 平成28年2月5日ころ、新潟県中央市新光町4番地1所在の新潟県選挙管理委員会において、同委員会の職員に対し、「新潟県参議院選挙区第1総支部」への上記寄付者が同支部に寄付したとする「寄附金(税額)控除のための書類」を作成させて同委員会の確認印を押捺するよう申請し、もって、情を知らない同委員会の職員をして、同申請に基づき、不実の記載をさせ、
- 3 平成27年分の確定申告時期である平成28年2月15日ころから同年3月15日ころまでの間に、「寄付金(税額)控除のための書類」を情を知らない上記寄付者らに交付し、同書類を竜ヶ崎税務署等に提出させることにより、還付金を受け取る資格のない同寄付者に総額で150万円の還付金を受領させ、もって、財物の交付させたものである。

第3 告発に至る経緯

1 YMF経済研究会は、平成27年に税還付が受けられない団体に

被告発人は、平成23年に、被告発人の秘書らから全国から寄付を集める団体を設立することの協力を頼まれ、知人等に寄付と設立パーティー参加を勧めた。被告発人は、平成23年7月に、「YMF経済研究会」(以下YMFという)という団体を設立したが、告発人も霞が関の憲政会館で行われた設立パーティーに出席した。その後、全国からのYMFへの寄付は年々増え、平成26年のYMF収支報告書の個人寄付欄(添付1)を見ると、392名、420件の個人寄付があり、寄付総額は1332万円であった。

被告発人らは、これらのYMFへの寄付者に対し、租税特別措置法の特例による税還付に必要な書類を作成し税還付を受けさせていたが、平成27年になって、落選中の被告発人が国政選挙の候補者にもならなかったため、YMFは租税特別措置法の定めによる税還付の特例を受けられない団体となった。

平成27年に、租税特別措置法の特例により税還付を受けられる団体は、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」(以下支部という)のみとなった。

2 「被告発人への寄付は、支部寄付として扱われる」との虚偽事実を掲載し寄付募集

告発人は、平成28年7月4日に、被告発人が主宰する「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」をアウトプットして(添付2)、被告発人らが、平成27年から28年にかけて、同サイトの中で【森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。YMFへお送り頂いた寄付金は、その手続きを代行します】と記載し、寄付を募っていたことを知った。

告発人が、平成28年12月26日に同サイトを確認したところ、赤下線を引いた部分および赤枠で囲った部分が削除されていたことを確認した(添付3)。

平成28年7月の参院選挙で被告発人が参院議員になり、YMFが税還付の特例を受けられる団体に戻ったため、同記載の発信が不要になり、削除したものと解される。

租税特別措置法上、YMFは税還付の特例を受けられず、支部は特例が受けられる団体であり、YMFと支部とでは、寄付の取り扱われ方が全く違う。「被告発人への寄付は支部の寄付として扱われる」は、虚偽の記載である。

被告発人らは、支部の名前で寄付しても寄付が集まらないので、「森ゆうこ」の名前を使って、YMFで寄付を集めることとし、寄付者に税還付が受けられないことを知らせず、「被告発人への寄付は支部の寄付として扱われる」と虚偽の発信をすることで、寄付金をYMFの口座に振り込んでも税還付ができると誤解させて寄付を募ったものである。

3 被告発人ら(団体側)が寄付者の寄付先団体を変更することはできない

被告発人らは【YMFへお送り頂いた寄付金は、その手続きを代行します】と記載したが、寄付者は森ゆうこへ寄付する意思を持って、寄付金をYMFの口座に振り込んだわけだから、寄付先を替える手続きは、寄付者が行わなければならない。すなわち、YMFへの寄付では税還付ができないことを伝え、寄付金を寄付者の元に戻し、寄付者が支部の口座に振り込んで、はじめて支部に寄付したことが認められる。

4 被告発人らという「手続き代行」を行えば虚偽記載をとまなう

被告発人らが同会に寄付した寄付金と寄付者名を支部収支報告書に記載すると、それは虚偽記載(政治資金規正法24条1号)にあたる。

そして、被告発人らは、同会に振り込まれた寄付金について、同支部に寄付したとする記載をした「寄附金(税額)控除のための書類」を作成し、新潟選挙管理委員会の確認印をもらい、寄付者に渡しているが、これは公正証書原本不実記載罪(刑法175条1項)にあたる。寄付者がYMFの口座に振り込んだ事実はあるが、支部の口座に振り込んだ事実はなく、本来、寄付金控除を受けることができないからである。

5 YMFから支部寄付への「書類上の寄付先変更」(虚偽記載)は167名分

告発人は、被告発人らが、YMFへの寄付した者のうち、何名が支部への寄付に付け替えたかを調べるため、平成27年支部収支報告書の個人寄付欄(添付4)と平成24、25、26年YMF収支報告書のそれを照合した(添付5、添付6、添付1)。その結果を表1にまとめた。

表1 平成27年支部収支報告書個人寄付欄記載の寄付者の過去の寄付先

	平成26年以前の寄付先履歴	寄付者数 ()内は寄付件数
無印	平成26年年も「支部」に寄付	15 (102)
✓	平成26年は「YMF経済研究会」に寄付	158 (213)
○	平成24年あるいは25年「YMF経済研究会」に寄付、平成26年は寄付を行っていない	9 (12)
○	平成26年以前の寄付なし	24 (26)
合計		206 (353)

表1から、平成27年支部収支報告書の寄付欄に記載された206名のうち、167名(158+9)が過去にYMFに寄付していて、支部に寄付した実績がない人たちである。

この167名は、平成27年も過去と同じくYMFに寄付したが、被告発人らが、寄付金控除を希望したことを理由に、支部に寄付したとする収支報告書を作成したと考えられる。この収支報告書に記載した行為は、4で述べた通り収支報告書の虚偽記載罪(政治資金規正法24条1項)が成立する。

この167名につき、新潟県選挙管理委員会が「寄附金(税額)控除のための書類」を発行したかを情報公開請求にて確認したが、167名全員の同書類を入手できた(添付7)。

平成26年にYMFへの寄付が、寄付者数392名、寄付件数420件だったが(添付1)、平成27年のそれが、10名、26件と激減しているが(添付8)、これは、YMFに寄付した者の大部分が寄付金控除を希望したことを意味していると考えられる。

なお、平成26年以前YMFにも支部にも寄付していなかった24名(○印)も、YMFのサイトを見て、YMFに寄付した可能性が高い。

6 国庫損失は150万円

167名の寄付者の寄付総額は 5,014,345円で、全員が還付金を請求したとするとその税還付額の総計は約150万円である。「寄附金(税額)控除のための書類」が発行されたということは、全員が税還付金を受け取ったと考えるのが合理的である。この167名は、YMFに寄付したのだから、税還付を受け取れないのに、それを受け取ったのであり、この分はそのまま国庫の損失となる。

上記167名の寄付者らによる還付金請求行為は、虚偽の「寄附金(税額)控除のための書類」を使用して行った不正な還付金請求であり、これにより、国庫に約150万円の損失を与えたことになるが、これら寄付者はそれが詐欺罪に該当するとの情を知らない者らであるから、これら寄付者らには詐欺罪は成立しない。

これに対して、被告発人は、情を知らない167名の寄付者らを道具として利用

して、詐欺罪を実行せしめているのであるから、被告発人に詐欺罪(刑法246条1項)の正犯(間接正犯)が成立すると考えられる。

第4 罪名および罪条

政治資金規正法違反(同法25条1項3号)
公正証書原本不実記載罪(刑法157条1項)
詐欺罪(刑法246条1項)

第5 証拠資料

添付1:平成26年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄
添付2:森ゆうこ前参院議員オフィシャルサイト
添付3:森ゆうこ参議院議員オフィシャルサイト
添付4:平成27年「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の個人寄付欄
添付5:平成24年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄
添付6:平成25年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄
添付7:167名の「寄附金(税額)控除のための書類」
添付8:平成27年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄